

公共放送の在り方に関する検討分科会(第11回) ご説明資料

2020年11月9日

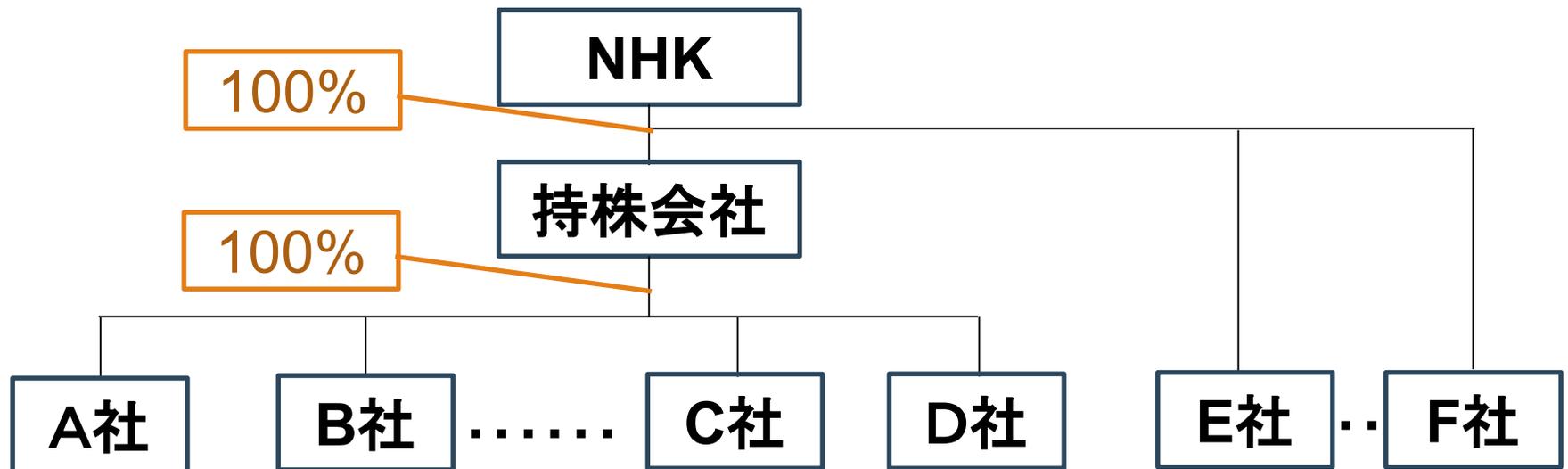
日本放送協会

持株会社設立のねらい

- 受信料の減収局面が進み、事業規模が縮小していく中で、各団体のヒト・カネをグリップし、迅速にグループフォーメーションを見直し、組織のスリム化を進める。
- 業務の重複を排除し、グループ全体で業務の効率的な体制を構築する。
- 今まで実施していた合併等の手法は、時間やコストがかかるという課題があった。
持株会社を活用することでこれらの課題を克服し、迅速にグループ改革を進める。

○より迅速なグループ再編の実現

- ・NHKから持株会社・孫会社まで100%－100%の完全親子関係を構築することで、多層化による弊害をなくし少数株主への配慮も不要となり迅速かつ強力なグリップ力をもって業務運営を進めることができる。
- ・各関連団体の処遇等の労働条件や関連団体各社固有の制度を維持したまま、関連団体間の業務移行や人材の流動化などの再編を迅速に実行することができる。



○共通機能の集約等により、業務の効率化・コスト削減を実現

- ・傘下の関連団体が持つ経営企画や人事・総務などの管理機能を持株会社に集約させ、業務の効率化を図ることができる。
- ・役員数や従業員数の段階的な削減を進め、コスト削減を実行することができる。

【効率化例(数社を傘下に置くことを想定)】

○役員数

79名⇒ 39名(▲40人:約5割削減) 役員報酬

○従業員数(管理)

181名⇒126名(▲55人:約3割削減) 給与

人件費削減額 約8億円/年

中間持株会社傘下とする団体選定の考え方

○中間持株会社傘下の団体は、設立当初は数社とし、以下の基準で選定する。

- ①NHK業務の根幹であるコンテンツ制作関連
- ②NHK取引が多く管理の必要性が高い
- ③中間持株会社の設立を最小コストで実施するため、グループの株式保有割合が高いところを優先的に選定

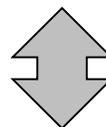
持株会社の傘下に置く関連団体の考え方

優先順位	事業の性質	■NHK業務の根幹であるコンテンツ(番組・イベント等)制作に関わる関連団体を優先的に持株会社の傘下とする (人的資源の流動性確保、資源の最適配分の実施による生産性の向上)
	NHK取引	■NHK業務を支える委託業務が多い関連団体は、優先的に持株会社の傘下とする (生産性の向上、シェアードなど効率性向上)
	持株保有割合	■株式持株割合が高い団体は、低コストで迅速に対応できることから優先的に持株会社の傘下とする

※放送法上、NHKが株式を保有することが求められている団体など、制約があるものは持株会社の対象外とする

中間持株会社の設立を含めた改革の全体像について①

- 制度改正の要望、特に「受信設備の設置届出制度」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」の導入については、公益にかなう理由として、以下を考えている
 - NHKが信頼されるのは、独立した判断に基づく報道や番組制作を行っていることによる
 - 受信料と、その公平負担によって支えられているからこそ、放送の二元体制の一翼であるNHKの公平・公正さを維持でき、“知る権利”に奉仕できる
- (最高裁大法廷判決は、NHKの存立の意義及び事業運営の財源を受信料によって賄うこととしている趣旨が、国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与することを究極的な目的とし、そのために必要かつ合理的な仕組みを形作ろうとするものであることを指摘)



- オートロックマンションの増加等の住環境の変化やセキュリティ・防犯意識の高まり等により、視聴者・国民の方々が訪問を好まない傾向が強くなり、対面での訪問活動が困難な状況へと変化
- 現在のコロナ禍においては、対面での訪問活動がますます受容されない環境へと変化
- 受信料の契約・収納活動を取り巻く環境は、大変厳しいものとなっている

支払数増加(9月末)

	2019年度	2020年度
計画	47万件	41万件
実績	23.4万件	△62.1万件
達成率	49.8%	△151.4%

中間持株会社の設立を含めた改革の全体像について②

- 厳しい環境に加え、当分科会、諸課題検討会で提起された「三位一体改革」に対応するため、コスト構造の改革を推進し、スリムで強靱な「新しいNHK」へと変わる
- 既存業務を抜本的に見直し、500億円規模の経費の削減を行う
- 放送波の整理・削減等を進め、経営資源を質の高いコンテンツの制作に集中させる構造改革を徹底
- 構造改革は、制度改正等を通じた施策をパッケージで実行し、スピードアップして取り組みたい

構造改革の断行

NHK本体とグループの一体改革

訪問によらない営業活動の実現

放送波の整理・削減

制度改正の要望

・中間持株会社の設立

- ・受信設備の設置届出制度
- ・未契約者氏名等(居住者情報)の照会

・受信料還元に関する科目の設置